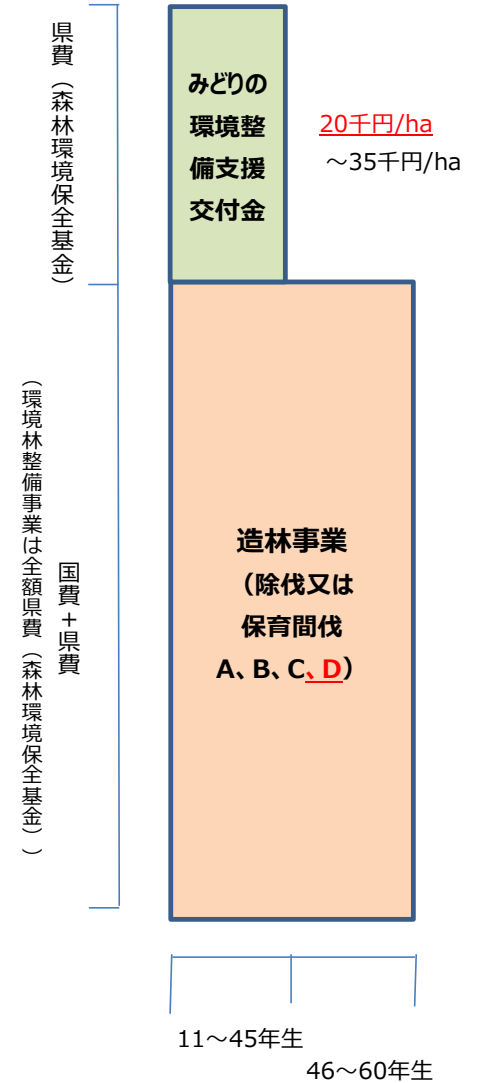


令和2年度 間伐事業の支援制度

■造林事業(国庫補助)

区分	作業種	対象林齢	事業内容	事業規模	間伐率	補助要件等	補助率
森林環境保全直接支援事業	除伐	11～25年生	不用木の除去、不良木の淘汰	0.1ha以上／施行地	30% ※保育間伐Dは25%	下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①森林経営計画の認定を受けた者。 ②特措法に基づく特定間伐促進計画の事業主体に位置付けられた者。 ※施業実施前に「事前計画書」の提出に努めること。	県が定めた標準単価の68%
	間伐(保育)	保育間伐A 11～35年生	不用木の除去、不良木の淘汰 ※保育間伐Bは、伐採木の平均胸高直径が18cm未満	0.1ha以上／施行地			
		保育間伐B 36年生～ <u>保育間伐D</u> 31～60年生					
	間伐(搬出)	11～60年生 ※森林経営計画に基づく場合は標準伐期齢の2倍以下の林齢	間伐及び伐倒木の搬出集積	0.1ha以上／施行地			
更新伐	31～90年生	間伐及び伐倒木の搬出集積、植生の更新(天然更新を含む)		下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①市町村 ②森林整備法人、森林組合、森林法施行令第11条に定める特定非営利活動法人等(地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。)	県が定めた標準単価の72%(保安林又は市町村森林整備計画に規定する公益的機能が森林)又は県が定めた標準単価の36%(その他) ※財源:森林環境保全基金		
環境林整備事業	間伐(保育)	保育間伐C 11～60年生	不用木の除去、不良木の淘汰	0.1ha以上／施行地			県が定めた標準単価の72%(保安林又は市町村森林整備計画に規定する公益的機能が森林)又は県が定めた標準単価の36%(その他) ※財源:森林環境保全基金

(嵩上げのイメージ図)



■みどりの環境整備支援交付金(県補助 ※財源:森林環境保全基金) 造林事業への嵩上げ(造林事業と合計で概ね90%相当)

作業種	対象林齢	事業内容	補助要件等	補助率
除伐	11～25年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(除伐))への嵩上げ	造林事業で採択された除伐及び保育間伐(A・B・C・D)とする。	定額 35,000円/ha
間伐(保育)	11～35年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(保育間伐A))への嵩上げ		定額 35,000円/ha
	11～45年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(保育間伐B))への嵩上げ		定額 30,000円/ha
	<u>31～45年生</u>	<u>造林事業(森林環境保全直接支援事業(保育間伐D))への嵩上げ</u>		<u>定額 20,000円/ha</u> <u>(林内整理ありの場合は32,000円/ha)</u>
	11～45年生	造林事業(環境林整備事業(保育間伐C))への嵩上げ		定額 23,000円/ha

(参考: 国の制度改正の概要)

森林環境保全整備事業実施要領の運用(平成14年12月26日 14林整整第580号 林野庁森林整備部整備課長通知、最終改正: 令和2年5月29日 2林整整第237号)

1 事業の内容等 ※抜粋
新型コロナウイルス感染症による経済活動の急速な縮小に伴う地域の木材需要の急変により、林業事業体の雇用の維持、事業の継続の観点から緊急に必要と認められる場合においては、保育間伐の対象年齢をⅡ級(60年生)まで拡大することができる。

注)みどりの環境整備支援交付金の赤字(下線)は改正(案)。